

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成30年9月27日(2018.9.27)

【公開番号】特開2017-40843(P2017-40843A)

【公開日】平成29年2月23日(2017.2.23)

【年通号数】公開・登録公報2017-008

【出願番号】特願2015-163399(P2015-163399)

【国際特許分類】

G 03 G 9/08 (2006.01)

G 03 G 9/087 (2006.01)

【F I】

G 03 G 9/08 3 1 1

G 03 G 9/08 3 2 5

G 03 G 9/08 3 3 1

G 03 G 9/08 3 8 1

G 03 G 9/08 3 8 4

【手続補正書】

【提出日】平成30年8月16日(2018.8.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

該イソソルビドユニットが上記範囲であることで、該相溶化度Bを下げることができる。特に、該非晶性樹脂Bが低分子量であっても、該相溶化度Bを低く制御することができる。0.1mol%以上含有することで、該相溶化度Bを充分に低くできるため、より良好な現像性が得られる。また30.0mol%以下であることで、高湿環境下においても該非晶性樹脂Bの硬さや帶電性を充分に保持できるため、より優れた現像性を得ることができる。該イソソルビドユニットの含有量としては0.1mol%以上15.0mol%以下であることがより好ましい。該イソソルビドユニットの含有量の制御は、該非晶性樹脂Bの製造に用いるモノマーの種類によって制御可能である。例えば、該非晶性樹脂Bがポリエステル樹脂である場合、モノマーとしてイソソルビドを用いればよい。なお、該イソソルビドユニットの含有量の測定方法については後述する。

また、該非晶性樹脂Bの製造に用いるモノマーとして、ビスフェノールAのエチレンオキサイド付加物を用いることも好適である。上記モノマーを添加することによっても、該相溶化度Bを制御することができる。